

この請求書は、「直接支払制度」を利用しない場合に使用いたします。

出産育児一時金は、妊娠4ヶ月または85日以上の分娩(死産を含む)をした場合に支給されます。

法定給付の額

産科医療補償制度加入機関で出産した場合	42万円
上記以外の医療機関等で出産した場合	40.4万円(令和3年12月31日以前の出産)
	40.8万円(令和4年1月1日以後の出産)

添付書類について

次の3点の書類を添付して下さい。

1. 医師または助産師が発行した出生証明書等、出産の事実を証明する書類
もしくは、市区町村長が発行した戸籍謄本(抄本)
※ただし請求書の⑩または⑪の証明欄に証明がある場合は不要です。
2. 医療機関等から交付される代理契約に関する文書(合意文書)の写し
「直接支払制度を利用することに合意していない旨」、「申請先保険者名」の2点
が明記されていることが必要です。
3. 医療機関等から交付される**出産費用の領収・明細書の写し**
「直接支払制度を用いていない旨」の記載及び産科医療補償制度の加算対象出産
である場合には「その旨を証するスタンプ」の押印があることが必要です。

記入上の注意

認定から6ヵ月以内に出産の場合、重複支給の防止のため⑧の欄に、前健康保険の
名称・記号番号・本人家族の別・加入期間について、ご記入ください。

※健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又
は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6ヵ月以内に出産され
た場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることが
できます。

⑭支払金融機関の欄には、被保険者名義の口座をご記入ください。

被保険者以外の口座に振込みを希望される場合には、⑮受取代理人の欄のすべてに
ご記入ください。